

# 新学習システムの推進に係る会計年度任用職員の勤務条件等の概要について

令和2年4月  
兵庫県教育委員会

## 1 身 分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員となります。

## 2 職務内容

市町教育委員会及び校長の命を受けて次の業務を行います。

- ・ 小学校入学段階における副担任
- ・ 小学校高学年における教科指導
- ・ 小中学校における各教科や「総合的な学習の時間」等の指導
- ・ 学校における課題への取組の充実に係る指導

## 3 報 酬 等

### ○ 報 酬 月 額

1週間あたりの勤務時間数に応じて、次のとおりです。※経験年数・勤務地により異なります。

【例（1年目・阪神地区の場合）】

1週間あたりの勤務時間	報酬額（円）
29時間	221,300
23時間15分	177,400
15時間30分	118,200
11時間40分	89,000

なお、月の途中で任用された場合、離職した場合又は死亡した場合については日割りにより計算した額となります。  
また、年次休暇及び特別休暇（有給のものに限る）以外の事由により、勤務すべき時間中に勤務しない場合は、その勤務しない時間1時間について、勤務時間1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給します。

$$1 \text{ 時間当たりの報酬額} = \frac{\text{報酬月額} \times 12 \text{ 月}}{52 \text{ 週} \times 1 \text{ 週間当たりの勤務時間}} \quad (\text{1円未満端数切り上げ})$$

### ○ 費 用 弁 償

#### ・ 旅 費

職務を行うために旅行した場合は、行政職2級の職務にあるものとして「会計年度任用職員の給与等に関する条例」の規定により旅費を支給します。

#### ・ 通 勤 旅 費

通勤に要する交通費については、「会計年度任用職員取扱要領」の定めるところにより、実費を支給します。

### ○ 報酬等の支払い日

原則として毎月16日に支給します。

### ○ 期 末 手 当

週15時間30分以上の勤務で任用期間が6月以上のものに限り支給します。

## 4 勤務時間・休暇等

### ○ 勤務時間

月～金 の間で、週29時間・23時間15分・15時間30分・11時間40分  
それぞれの勤務時間に応じて学校長が割り振るので学校により異なります。

### ○ 年次休暇

1週間の勤務時間、若しくは勤務日数に応じた日数が、任用された日から付与されます。  
ただし、任用期間が1年未満となる場合は、月割による。

◇ 週あたりの勤務時間数が29時間以外の場合

週あたり勤務時間数	29時間	週あたり勤務日数	4日	3日	2日
付与日数	10日	付与日数	7日	5日	3日

※年次休暇は、1日又は1時間を単位として取得することができます。

（残日数のすべてを使用しようとする場合は、1時間未満の端数があるときは、その端数も使用することができます。）

○ その他の休暇

【有給の休暇等】

休暇等	付与日数等	取得要件等	取得単位
夏季休暇	週5以上:5日、週4:4日、週3:3日	週3日以上勤務	1日 1時間
子育て支援休暇	週5以上:5日、週4:4日、週3:3日 《年度付与》 ※対象となる子が2人以上の場合は付与日数を倍加	週3日以上勤務	1日 1時間
親族の喪	10~1日 週休日等を含む暦日	—	1日
結婚休暇	連続5日 週休日等を除く暦日	—	1日
公民権行使	必要と認められる期間	—	1日 1時間
官公署出頭	必要と認められる期間	—	1日 1時間
災害減失住居の復旧	必要と認められる期間	—	1日 1時間
地震等に伴う出勤困難	必要と認められる期間	—	1日 1時間
地震等に伴う退勤途上	必要と認められる期間	—	1日 1時間
スポーツ休暇	5日(暦年付与) ※令和2年~3年に限る	—	1日

※ 休暇等の取得要件等について、表中に特段の記載がない場合は、正規職員の取扱いに準じる(以下同じ。)

【無給の休暇等】

① 特別休暇

休暇等	付与日数等	取得要件等	取得単位
妊産婦の健康診査及び保健指導	①1回/4週間 ②1回/2週間 ③1回/1週間 ④1回	①妊娠満23週まで ②妊娠満24~35週 ③妊娠満36週~出産 ④産後1年まで	1日 1時間
妊娠中の女性職員に係る通勤緩和	1日1時間以内	—	1時間 15分
産前休暇	8週間 ※多胎妊娠の場合は14週間	—	1日
産後休暇	8週間	—	1日
育児時間	1日2回 各30分以内	子が生後1年未満	15分
短期介護休暇	5日 《年度付与》 ※要介護者が2人以上の場合は10日	週3日以上勤務かつ 6月以上継続勤務	1日 1時間
生理休暇	必要と認められる期間	—	1日 1時間
骨髄等ドナー休暇	必要と認められる期間	—	1日 1時間
ボランティア休暇	5日 《年度付与》	—	1日 1時間
配偶者の出産補助休暇	3日	—	1日 1時間
男性職員の育児参加のための特別休暇	5日	—	1日 1時間

② 介護休暇

休暇等	付与日数等	取得要件等	取得単位
介護休暇	93日	以下①～③の要件を全て満たす者 ①週3日以上勤務 ②引き続き在職1年以上 ③取得初日から起算して93日経過する日から6月経過するまでの間に任期が満了し、その任期が更新されないこと及び引き続き採用されないことが明らかでないこと	1日 1時間
介護時間	1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間(1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は当該減じた時間)3年以内	以下①～③の要件を全て満たす者 ①週3日以上勤務(週以外の期間によって勤務日が定められている職員の場合は1年間の勤務日が121日以上であるもの) ②引き続き在職1年以上 ③1日6時間15分以上の勤務日があること	30分

③ 病気休暇

区分	付与日数等	取得要件等	取得単位
公務上の傷病	必要と認められる期間	—	1日 1時間
公務上以外の傷病	《年度付与》  10日 週4:7日、週3:5日、 週2:3日、週1:1日	任期が6月以上 又は6月以上継続勤務 週29時間以上又は週5日以上勤務 週29時間未満勤務(週以外の期間によって勤務日が定められている職員の場合は1年間の勤務日が47日以下のものを除く)	1日 1時間

④ 組合休暇

区分	付与日数等	取得要件等	取得単位
組合休暇	週5以上:30日、週4:24日、週3:18日 《暦年付与》	週3日以上勤務	1日 1時間

⑤ 育児休業等

休暇等	付与日数等	取得要件等	取得単位
育児休業	子が1歳に達するまで(保育所へ預けられない場合等、子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合は2歳まで)	以下①～③の要件を全て満たす者 ①引き続き在職1年以上 ②子が1歳6ヵ月に達する日までに任期が満了し、その任期が更新されないこと及び引き続き採用されないことが明らかでないこと ③週3日以上勤務(週以外の期間によって勤務日が定められている職員の場合は1年間の勤務日が121日以上であるもの)	1日
育児部分休業	1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間(1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は当該減じた時間)子が3歳に達するまで	以下①～③の要件を全て満たす者 ①引き続き在職1年以上 ②1日6時間15分以上勤務の日がある ③週3日以上勤務(週以外の期間によって勤務日が定められている職員の場合は1年間の勤務日が121日以上であるもの)	30分

## 5 災害補償

公務上の災害（通勤上の災害を含む。）に対する補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによります。

## 6 社会保険

1週間あたりの勤務時間が20時間以上の会計年度任用職員は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び健康保険法（大正11年法律第70号）の被保険者となります。ただし、1週間あたりの勤務時間が29時間未満である場合の厚生年金保険及び健康保険の適用については、雇用期間が1年である場合に限ります。

なお、上記の「雇用期間が1年である場合」には、①定員配当が1年あり、②4月9日（4月9日が週休日の場合は翌開庁日）までに任用が開始され、③3月31日まで任用されることにより、任用期間が1年あるとみなされる場合を含みます。

## 7 服務・懲戒

地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

## 8 条件付採用

条件付採用（1月間）が適用され、条件付採用期間中の勤務状況を把握し、正式採用の可否を判断します。